



令和 2 年 2 月 21 日 開会

令和 2 年 2 月 21 日 閉会

令和 2 年 2 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和2年2月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	6
監査結果報告一覧表……………	7
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	8
出席した説明員……………	8
出席した書記……………	8
開 会 宣 言……………	9
広域連合長あいさつ……………	9
報 告……………	10
日程第1 議席の指定について……………	10
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	10
日程第3 会期の決定について……………	11
日程第4 一般質問……………	11
・ 7番 羽場 頼三郎君……………	11
広域連合長 黒田 晋君……………	13
事務局長 大武 義宏君……………	13
・ 7番 羽場 頼三郎君……………	16
事務局長 大武 義宏君……………	16
・ 3番 田辺 牧美君……………	17
広域連合長 黒田 晋君……………	18
事務局長 大武 義宏君……………	19
・ 3番 田辺 牧美君……………	19
日程第5 甲第1号議案・甲第2号議案……………	19
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	20
事務局長 大武 義宏君（提案説明）……………	20
採 決……………	21
日程第6 甲第3号議案・甲第4号議案……………	21
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	22
事務局長 大武 義宏君（提案説明）……………	22
採 決……………	24
日程第7 甲第5号議案・甲第6号議案・甲第7号議案・甲第8号議案……………	24
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	25
採 決……………	26
日程第8 甲第9号議案……………	26

広域連合長 黒田 晋君（提案説明）	26
採 決	27
日程第9 甲第10号議案	27
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）	27
採 決	27
閉 会 宣 言	28
一般質問発言通告一覧表	29
会議録署名議員	30

岡 広 議 第 2 1 号
令 和 2 年 2 月 7 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 浦 上 雅 彦

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和2年2月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長から岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和2年2月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第2号
令 和 2 年 2 月 7 日

令和2年2月21日（金曜日）午前10時15分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和2年2月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 1 1 6 号
令和 2 年 2 月 7 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 2 年 2 月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|----------|--|
| 甲第 1 号議案 | 令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 甲第 2 号議案 | 令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 甲第 3 号議案 | 令和 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 甲第 4 号議案 | 令和 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 甲第 5 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 甲第 6 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 甲第 7 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 甲第 8 号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 |
| 甲第 9 号議案 | 第 3 次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について |

岡広総第132号
令和2年2月21日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒田 晋

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和2年2月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

記

甲第10号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和2年2月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月21日	(金)	午前10時00分	全員協議会	
		午前10時15分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・一般質問 ・議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年2月定例会議事日程

令和2年2月21日（金） 午前10時15分開議

日程番号	会議に付する事件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	甲第 1 号議案 令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） 甲第 2 号議案 令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （上程・採決）
第 6	甲第 3 号議案 令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 甲第 4 号議案 令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 （上程・採決）
第 7	甲第 5 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 甲第 6 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 甲第 7 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 甲第 8 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 （上程・採決）
第 8	甲第 9 号議案 第3次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について （上程・採決）
第 9	甲第10号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について （上程・採決）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	1. 8. 27	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和元年 6月分例月出納検査結果報告
2	1. 9. 25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和元年 7月分例月出納検査結果報告
3	1. 10. 25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和元年 8月分例月出納検査結果報告
4	1. 11. 27	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和元年 9月分例月出納検査結果報告
5	1. 12. 24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和元年 10月分例月出納検査結果報告
6	2. 1. 30	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和元年 11月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒田 員 米	出席		10	友 實 武 則	欠席	
2	船越 健 一	〃		11	伊 東 香 織	出席	
3	田辺 牧 美	〃		12	近 藤 隆 則	〃	
4	三輪 順 治	〃		13	小 倉 博 俊	〃	
5	岡 親 佐	〃		14	池 田 一 二 三	欠席	
6	山本 育 子	〃		15	山 野 通 彦	出席	
7	羽場 頼三郎	〃		16	水 嶋 淳 治	〃	
8	沖田 清 明	欠席		17	田 原 隆 雄	〃	
9	青木 秀 樹	出席		18	浦 上 雅 彦	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	松枝 徹
副広域連合長	山崎 親 男	業務課給付係長	河原慎太郎
事務局長	大武 義 宏	業務課資格賦課係長	辻本 慎 策
事務局次長	池 永 亨		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	友杉 俊 介	書 記	上野 宏 二
書 記	原田 恭 行		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（浦上 雅彦君）

本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 2 年 2 月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は 15 名であります。

沖田議員、友實議員、池田議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 2 年 2 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（浦上 雅彦君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可をいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

本日、2 月定例会を招集したところ、議員の皆様方には年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

団塊の世代の方が 75 歳以上になる 2025 年を控え、少子・高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などの影響により、後期高齢者医療制度を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。このような状況のもと、国においては「誰もが安心できる全世代型社会保障制度」の構築を目指し、昨年、「全世代型社会保障検討会議」を設置して、医療、介護を含む、社会保障全般にわたる改革の議論を進めているところであります。この改革を進めるに当たって健康寿命の延伸も重要視されており、今後ますます医療保険者が予防・健康づくり事業を積極的に推進していくことが重要な課題となっております。

また、昨年 5 月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律において、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が盛り込まれ、本年 4 月から施行されることになっております。このため、当広域連合においても、健康寿命の延伸に向けた効果的な取り組みを実施するとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向け、市町村など関係機関とさらに連携を深めて取り組む所存であります。御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本日の定例会において御審議を賜ります案件は、予算案件が 4 件、保険料率の改定を含む条例案件が 3 件、そのほか公平委員会事務委託に関する規約締結と第 3 次広域計

画の改定、及び監査委員の選任の3つの案件を提出させていただいております。それぞれ御説明をいたしますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。〔降壇〕

報 告

○議長（浦上 雅彦君）

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、令和元年6月分から11月分までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしているとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（浦上 雅彦君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました沖田清明議員の議席を8番に、青木秀樹議員の議席を9番に、水嶋淳治議員の議席を16番に、田原隆雄議員の議席を17番に指定いたします。

議席一覧表

1	黒田 員 米	10	友 實 武 則
2	船 越 健 一	11	伊 東 香 織
3	田 辺 牧 美	12	近 藤 隆 則
4	三 輪 順 治	13	小 倉 博 俊
5	岡 親 佐	14	池 田 一 二 三
6	山 本 育 子	15	山 野 通 彦
7	羽 場 頼三郎	16	水 嶋 淳 治
8	沖 田 清 明	17	田 原 隆 雄
9	青 木 秀 樹	18	浦 上 雅 彦

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（浦上 雅彦君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、田辺議員、4番、三輪議員を

指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（浦上 雅彦君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（浦上 雅彦君）

日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次、発言を許可いたします。

7番、羽場議員。

○7番（羽場 頼三郎君）〔登壇〕

今回も一般質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどの連合長のお話にもございましたが、団塊の世代、実は私もその真ただ中でおございまして、2025年と言われましたが、そのときに私も後期高齢者の一員になることになっておりまして、そのときは大変お世話になるかと思えますが、それまではまずここでの務めを果たしていきたいと思えます。

おっしゃられたように75歳以上の後期高齢者の医療を1つの団体でやるということになりまして、これがここまで続いてきたわけですが、今後はもっと厳しくなる。先ほどのお話にもありましたけれども、全国で18番目ですから、1人当たりの医療費が、こういう状態はこれはほかの人が誰も直してくれるわけじゃなくて、我々自身がこの問題に取り組んでいかなければならないと思っております、そうした観点からも今回この質問をさせていただきたいと思えます。

まず、広域計画における自治体との連携ということが第3次の広域計画において、特に基本方針において出ているわけですが、そこでは事務処理の効率化が求められております。この事務処理の問題につきましては、以前から私も関心がありまして、大変優秀な方がこの広域連合には集まっている。それぞれの各市町村からそれぞれ優秀な方がここに集まっているわけですが、その中で事務処理が適正に、また効率的に行われて、この広域連合が前に前に進むようにということで、その点も含めて今回質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げました事務処理の効率化なんです、これは事務処理の効率化をしなく

てはいけないというのは当然なんです、これに応えるためには、これまでの事務処理を見て、どの部分に非効率的な点があるのかという、そうした分析がまず必要だと思いますが、それに対して具体的にどうやっていくのかということが明らかにされなければいけないと思いますので、この点の見解をお示しをお願いしたいと思います。

まず、第1点が分析に基づいた具体的な方針、これをお示しいただきたいということと、そしてこの中にも出てきますが、保健事業と介護予防の一体的な実施ということが出てきます。後期高齢者の特性に対応した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が進められるということは大変大事な重要な問題だと思います。75歳を境にして保険事業者が変わることを受けて、情報の間断なき伝達、そして一体的な実施はどのように進められるのか、ここを明らかにしていただきたいと思います。

そして次に、事業の推進体制についてお聞きをしたいと思います。

広域連合の組織としての問題、これは先ほども申し上げましたが、優秀な人材が集まるのはいいとして、それはもちろんそれでいいんですが、ただそれらの方は全て出向ですから、一定何年かたったら、数年たったら、また元の職場に戻っていくということがありますから、これを広域連合として長期的な見通しや方針や活動について、それを貫いていくような、そういう考え方も必要じゃないかと思っております、これらにつきましては以前から私のほうも指摘をさせていただきましたが、改善、改革の実績というものがあるようですから、それにつきましては、これらのことをお示しいただきたいと思います。

あわせて、先ほど申し上げましたように、出向じゃなくて、広域連合にプロパーといえますか、そういう継続的に事業を行うという意味で保健師さんが入ってきているということをお聞きしておりますが、この動きについては是非御報告をいただきたい。そういう意味で、ひとつ広域連合としての組織の継続性といえますか、活性化といえますか、その辺についての工夫をされてるかと思いますので、お願いしたいと思います。

そして、スキルの向上と、これについてお聞きをしたいと思います、組織の整備とあわせて必要なのは、せっかくいい職員が集まっているんですから、その集まっている職員についても広域連合の仕事について取り組んでいただくためのスキルの向上、先ほどのプロパーのほうもあわせてなんです、そういったスキルの向上について何らかの手を打たれていると思いますので、その体制についてお示しをいただきたいと思います。

次は、私も横文字は弱いんですが、フレイルといえますか、未病とも言われているようですが、そういう対策、これについてお聞きをしたいと思います。保健と介護の一体的実施と同じく、病気発生の以前の対策、75歳を境にしたんでは、これはそれまでやっているところが違って来るわけですから、そうすると無駄が生じたり、その連絡がうまくいかない、不備による目的達成が困難になる場合もあるんじゃないかと思われまので、そういうところをどういうふうにして対応していこうとしているのか、具体的な対策はどうなっているのかということについてお聞きをしたいと思います。

そしてもう一つ、これはジェネリックの推進、その他、重複受診、これのチェック、これが非常に私は大切だと思っております、こういうことから医療費の伸びを抑えるということが必要だと思っております、この点、岡山市ではジェネリックについては、診断書チェック、これを年3回して、ジェネリック医薬品の推進について、ある程度の効果を上げてきたということでございます。それも少しずつ効果が、ただ何回もやっている

とだんだん効果が減少してきていると言われておりますので、改めて費用対効果の観点から見直しも必要だという声が上がってきております。広域連合の場合も同じような検討が必要じゃないかと思えます。重複受診についても同じことが言えるのではないかと思います。

今、岡山市の例を申し上げましたが、我々はそれぞれの自治体でいろんな情報を持ったりしておりますので、是非そういった情報をこの広域連合の場に持ち込んで、進めるべきところは進めていく、変えるべきところは変えていくという考え方が私は必要じゃないかと思っております、そういう意味では各自治体の特に情報が集中する、決断を日々迫られていらっしゃる各首長の皆さんも来ておられますので、是非そういった方々の有効な判断といいますか、そういったものをこの広域連合に加えていただきたい。私が言うのも大変失礼かもしれませんが、是非この議会におきましても、そうした皆様方の知見を披露していただいて、前にと進めていただきたいと。これは私の気持ちでございますので、ただ述べさせていただきただけでございます。

そういうことで、以上の諸点について答弁のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

羽場議員の御質問のうち、事業の推進体制、特に広域連合の内部体制の整備についてお答えをさせていただきます。

平成 27 年の医療保険制度改革において、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、広域連合は高齢者の心身の特性に応じた保健事業を行うように努めなければならないこと等が明記されました。さらに、国において、保健事業を実施するに当たり留意点をまとめた「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン暫定版」が平成 29 年 4 月に策定され、より一層力を入れて取り組まなければならない機運が醸成されていることを受け、当広域連合において平成 30 年度に保健事業を重点的に実施するため、保健事業・医療費適正化推進室を業務課内に設け、事業推進体制を構築したところであります。

さらに、議員からも御紹介がありましたように、今年度から保健師 2 名を配置し、医療専門職からの視点を交えた事務職員と議論を交わすなど、意欲的に事業推進に向け取り組んでいるところです。

今年度初めて全 27 市町村を訪問し、実のある協議を行うことができましたが、これも体制整備により実行できたものと考えております。令和 2 年度は、当広域連合の最重点で新規事業である、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を初めとして、さまざまな保健事業を市町村、岡山県、岡山県国民健康保険団体連合会、岡山県医師会等の関係団体と連携のもと、推進をしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

事務局長です。

連合長答弁以外について順次お答えします。

まず、広域計画における自治体との連携、事務処理の効率化の具体的な方針についてですが、非効率な点としましては市町村において課題がさまざまであることが挙げられ、一律に展開できない点があるかと思えます。これまではその課題を必ずしも十分に把握できていない点がございまして、今年度効率的で効果的な事務を行うためにそれぞれの自治体の課題や現状を把握する必要があると考え、県内全市町村を訪問し、健診の実施状況などの保健事業や介護予防との一体的な実施などについて意見交換を行い、取り組み状況などを聞き取りしたところとさせていただきます。その内容をまとめ、全市町村に送付し、業務の参考としていただいたところです。

また、健康状態が不明な高齢者、レセプトですとか介護情報、健診データ、そういったものがない方についてリストをつくりまして、それを各市町村に提供しまして活用の支援をしたり、協働で家庭訪問を実施するなど、これまで以上に連携を進めているところです。また、通常の保健事業に加え、令和2年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することから、今年度に引き続き県内全市町村へ訪問して協議を行うこととしております。

また、広域連合においてはレセプトや健診データの分析を行い、データを提供して、市町村における保健事業の取り組みに生かしていただく予定としております。さらに、県や国民健康保険団体連合会と協働して、研修や勉強会を開催し、市町村に参加していただくことを検討しています。市町村がさまざまな保健事業を円滑に効率的にできるよう、より連携を深めて支援を進めていきたいと考えております。

次に、同じ項、保健事業と介護予防の一体的な実施はどのように図るのかについてですが、一体的な実施で行う取り組みとは、国民健康保険の被保険者に対して既に行っている生活習慣病の重症化予防として、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを75歳になって国保から後期高齢者医療へ移行しても引き続き実施することや、地域支援事業で実施している通いの場などへ保健師などが関与することにより、医療専門職の視点により早期における医療機関受診や身体機能の改善を図ることが可能になり、フレイル予防に資するもので、実施に向け、それぞれの担当部署が連携を図っていくこととしております。

また、国の指針で市町村の中に関係部局を横断したプロジェクトチームを立ち上げ、どのようにして進めるかを検討することを定められておりますが、それに向け動き出しているところとさせていただきます。この事業に関しては、国の方針で令和6年度までに全市町村において実施していただきたいと考えており、そのために広域連合としては定められた役割を全力で果たしていききたいと考えております。また、広域連合も市町村訪問の際には市町村の関係課と一緒に話をする事としております。

次に、2番目、事業の推進体制、その中のスキル向上の対策についてですが、当広域連合内においては今年度配置した保健師を中心に保健事業推進に向けミーティングを重ねるほか、令和元年10月25日、厚生労働省において開催された市町村職員を対象とするセミナー「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について」などの研修会や説明会へ参加し、研さんに努めております。

昨年11月6日には国から担当者を招いて高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施について説明をしていただき、市町村にも参加していただきました。なお、その翌週の

11月14日には11月6日に参加できなかった市町村の方に対して、当広域連合が主催で同事業について説明会を開催しました。さらに、岡山県国民健康保険団体連合会が実施するKDBシステム、レセプトや健診データが入っているシステムのこの操作研修会等への参加を通して、スキル向上に努めてまいります。

今後は今月28日に国保連と共催で高齢者の保健事業セミナーを開催し、来年度から実施予定の自治体により、どのように進めているかなどの状況について説明をしていただくこととしており、市町村とともに事業への理解を深めていきたいと考えています。

続きまして、3番目、未病の方の情報連携、病気発生以前の対策を75歳を境にしたのでは無駄や不備により目的達成にならない場合もあるので、その対策は、についてですが、保健事業と介護予防の一体的な実施を行うため、高齢者の医療に関する法律を含む健康保険法等の一部改正が行われたことにより、広域連合において、また、市町村において国民健康保険被保険者、介護保険被保険者、後期高齢者医療の被保険者、これらに関する情報をオンラインで見ることができるようになり、一元的に活用できるようになります。それらに関する情報により、生活習慣病などの重症化予防の国民健康保険の保健事業やフレイル予防などの地域支援事業を一体的に行うことができるようになります。広域連合としましては、レセプト分析などを行い、市町村に対して必要な情報提供を行うとともに、市町村担当課などとの協議、連携を進め、事業の推進を図りたいと考えています。

続きまして、同じ項で、情報共有の具体的手法はについてですが、今年度、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の先行的取り組みとして、KDBシステム等のデータを活用し、レセプトデータがない方で、なおかつ高齢者健診未受診及び介護保険の認定なしの健康状態が不明な方に対して、このデータを抽出し、市町村ごとに対象者の一覧表を提供することで広域連合と構成市町村において情報の共有を図りました。本格実施が始まる来年度におきましても、引き続き広域連合の役割として、健康状態が不明な方、被保険者を抽出するとともに、地域の健康課題の情報についても広域連合と構成市町村において、さらなる情報共有を推進してまいります。

続きまして、4番目、ジェネリックの推進、重複受診の成果についての点検は、についてですが、ジェネリック医薬品の普及率は平成30年9月の調査では74.12%でしたが、令和元年9月の速報値では77.02%で、効果額は1カ月、約1,200万円、年間で1億円以上と推計しており、まだかなりの費用対効果が出ていると考えております。この基調が続くと国が目標としております80%に広域連合もかなり近づくものと考えております。また、重複受診については、家庭訪問相談事業の中で対象者に対して訪問して検討を勧奨したところですが、今年度の成果は現在測定中でございます。昨年度につきましては、600人を訪問対象者として選定し、承諾をいただいて訪問した49名のうち、37名、約75%の方について受診回数が減るなどの効果、月に約30万円の改善傾向が見られました。

いずれの事業も国の補助は2分の1で費用対効果を検討する必要がありますが、一方で保険者努力義務、国のインセンティブ、これで両方とも項目として掲げられており、実際にはしなければならない事業とされているところです。よって、当広域連合についても、その状況を見ながら当面は継続していく方針としております。

以上です。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

羽場議員。

○7番（羽場 頼三郎君）

どうも御答弁ありがとうございました。いろいろと明らかになってきたという感じがいたします。中でも、先ほどお尋ねした中でプロパーのというか、保健師さんの動きについて大変効果的な動きをされているんじゃないかということで安心をしているところですが、その中で先ほど各全市町村を回られて、いろんな課題を抽出したというふうな御報告があったわけですが、これで、もしこの場で二三で結構ですから、こういったものがあつたとかというものがあつたらお示しをいただければと思います。また、そういうものについて、これは今回の質問に入ってませんので要望にしておきたいと思いますが、そういったものをもしまとめてあつて、我々が見られることができるようなものがあれば、そういうのをまた見させていただければ非常に参考になるんじゃないかと思いますので、これは要望としてつけ加えておきたいと思います。

そして、先ほどの最後の点でありましたレセプトチェックでかなりのジェネリック医薬品の利用が推進されているということについては、成果も大変上がっているようですので、これは本当によかったんじゃないかと思います。先ほどもありましたけれども、もう国が示してる80%は超えられるんじゃないかと思います。実は余分なことですが、私がおります岡山市ではこの点を正したんですが、岡山市のほうが先にスタートしているにもかかわらず、まだこの数字にまで至ってないようなので、私も帰つてもうちょっと岡山市も頑張ろうということをお話なくちゃいけないんじゃないかなと思った次第です。

これにつきましては先ほどもありましたので、あえて質問というのも控えようかと思つたんですが、もしこの中でたしか私が聞き漏らしたと思うんですが、この重複受診とか、それから医療じゃないけれども、整骨院さんとかで受けてる治療みたいなものがどうもおかしい場合があつたんじゃないかというようなこともチェックができるのかどうか、これだけをお聞きをしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）

事務局長です。

羽場議員の再質問についてお答えします。

まず、市町村の課題ということでございますが、健診について大きな課題を抱えていると考えまして、各市町村の状況をお聞きしました。自己負担額がないというところがある一方、一番高いところは自己負担額が1,500円というところもございまして、そのあたりについてお聞きしたところでした。自己負担額がゼロのところはたしか11市町村ございまして、その中で岡山県の平均、約14から15%ですが、10市町村で超えているということで、無料になっているということがかなり効果があるのかなと。それから、自己負担をとるところにつきましては、いろいろ理由がさまざまございまして、費用負担していただくのが筋であるという考え方、あるいは国民健康保険の特定健診、こちらのほうもあるのでは、いろいろな状況があつたところでした。これらのデータをお渡しするとともに、少し

でも広域連合の補助を活用して少しでも下げていただくようにということで、引き続きお願いしていくところでございます。

それから、レセプトのチェックということで、第一には国民健康保険連合会のほうでチェックしていただきますが、柔道整復などにつきましては広域連合で2次チェックを行っております。その中で浮かび上がったものにつきましては、まず被保険者の方に状況をお聞きして内容にレセプト等のそごがあるようでしたら、施設のほうに実施している事業所のほうに確認するようになっているところです。その中で過払いを認めておられる事業所に対しては返還を請求しているところでございます。

以上です。

○議長（浦上 雅彦君）

それでは、羽場議員の質問を終わり、次に3番、田辺議員。

○3番（田辺 牧美君）〔登壇〕

議席番号3番、田辺牧美です。

2点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は、被災者の自己負担、減免措置に対する考え方についてです。

平成30年7月豪雨災害から1年7カ月がたちました。今なお4,200の方が倉敷市内外の仮設住宅に居住し、半壊以上の被害を受けて公費解体した家屋は2,600軒に上ります。建設費用が高騰し、住宅再建のために貯金を使い果たし、毎日の生活は年金だけという高齢者世帯も少なくありません。まずは住むところの確保をと必死に頑張ってきた被災者にとって、医療費の自己負担免除は命綱とも言うべきものです。医療機関が少しずつ再開し、被災後1年たった頃から入れ歯を作成するために歯科受診をする高齢者が増えてきました。持病があったり歯科受診が必要な被災者にとって自己負担免除はまだ必要だということで、昨年10月から署名活動を行い、わずか1カ月半で2,367筆もの署名が集まり、倉敷市に提出をいたしました。

国からの支援が昨年6月で打ち切られる中、岡山県後期高齢者医療広域連合が2度にわたって免除期間を延長してくださったことに深く感謝をいたします。特に倉敷市、総社市、新見市を除いて国民健康保険や介護保険の自己負担免除を打ち切る自治体が相次いだ中で、75歳以上の高齢者は岡山県下どこにいても免除されるということになりました。お正月前に期間延長が決まりますと、署名をしたり集めたりして頑張った被災者や支援者から安堵と感謝の声が次々寄せられました。そのような被災者に対して、期間延長の際に免除期間延長はこれが最後です、もう今後はしませんと告げられました。そして、期間打ち切りの理由の一つに、被災被保険者以外の被保険者に対して免除措置に係る財政負担が生じることを考慮しとあります。しかし、この考えは社会保障の理念から外れた考えではないでしょうか。

そもそも社会保障制度は病気や災害、失業など、生活上起こったリスクに対して所得を保障したり、医療や介護のサービスを提供するものです。リスクを負わなかった自治体や被保険者は保険料を負担し続けることとなりますが、保険制度である以上、そうなる仕組みです。透析をしたり、けがをしたり、また被災をするなど、全て自己責任という自己責任論に陥ってしまいます。免除措置は被災していない人の負担になるという考えは社会保障の理念にそぐわず、被災者に二重の精神的負担を与えることとなります。免除期間延長

については、被災者の現状を直視していただき、生活再建や社会保障の視点で判断すべきではないでしょうか。必要ならば国に対して財政支援を求めることも必要ではないでしょうか。一瞬にして全ての財産をなくすという水害の被災者の生活再建は容易ではないことを是非理解していただき、生活再建の状況を見て自己負担減免期間を判断していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

次に、質問項目2点目です。窓口負担についてです。

現在、政府は全世代型社会保障検討会議を設置し、文字どおり全世代の社会保障制度改正を検討し、昨年12月19日に中間報告を出しました。社会保障制度の持続可能改革という名のもとに国民生活を根底から脅かす大改悪の内容になっています。高齢者の収入の柱である年金はマクロ経済スライドにより給付額が目減りする仕組みになっています。試算では調整期間は2046年から2047年度まで続き、国民年金が現在では満額月6万5,000円が月4万円台まで3割も減額をされます。一方、75歳以上の医療費窓口負担を2022年度より一定所得以上の方は2割とすることが打ち出されました。現在、住民税課税所得が145万円以上の方は窓口負担は3割です。今度は住民税課税所得145万円未満でも一定所得があれば2割負担とする中身です。

高齢になれば病気もだんだん増えてきます。年金が減る中で窓口負担が増えれば、体調が悪くなくても受診を控え、我慢をする傾向になることは否めません。全国後期高齢者医療広域連合協議会は昨年6月に窓口負担の現状維持と国庫負担の引き上げを求める要望書を厚生労働大臣に提出したとお聞きをしております。誰も必ず年をとっていきます。引き続き国に対して窓口負担を2割にしないように意見を挙げていただきたいと考えます。御所見をお伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

田辺議員の御質問のうち、窓口負担についてお答えをさせていただきます。

高齢者の実態から2割負担にしないよう意見、要望を通してほしいという御質問であります。窓口負担のあり方については昨年12月19日に出された全世代型社会保障検討会議中間報告や1月20日の内閣総理大臣施政方針演説において、一定以上の所得がある方については2割負担をお願いする方針が示され、2022年度の実施に向けて具体的に議論をされていると承知をしております。

先ほど議員からも御紹介がありましたが、これまで47都道府県の広域連合長で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会において、国に対して窓口負担の現状維持を基本とし、検討を慎重に進めていただきたいと要望書を提出してきたところではありますが、今後におきましては低所得の方が医療を受ける機会の確保が担保できるよう、協議会の中で要望内容等を検討させていただきながら、しっかりと訴えをしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

事務局長です。

連合長答弁以外についてお答えをします。

被災者の減免措置に対する考え方について、今後の措置については被災者の状況を直視し、生活再建及び社会保障の視点で判断をするべきとの御質問ですが、平成30年7月豪雨の被災者に必要な医療を受ける機会を確保するために一部負担金等の免除を行ってきたことは被災による災害関連死や健康被害を抑制する一定の効果があり、被災者の生活再建に向けた経済的負担の軽減につながっているものと考えています。今回免除期間を令和2年6月末限りということで延長することを決めました。これにより免除期間が国の1年に加え、当広域連合独自の免除期間1年を行うことにより約2年となり、熊本地震における免除期間1年6カ月を上回る期間となります。

また、免除期間を2年に限るとしたのは、関係市町の状況を勘案したほか、当広域連合独自の免除に係る財源は主に剰余金を活用して実施しております。これは本来全被保険者にかかわる保険料率改定の際に保険料率の上昇を抑制するために活用すべきと国から通知されており、自主財源に限りがあることから最終的に判断したものです。

なお、免除措置終了後も治療が中断しないように高額療養費制度や限度額適用・標準負担額減額認定を漏れなく活用していただいて負担を緩和するなど、被災者支援を可能な範囲で継続していきたいというふうに考えています。

以上です。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

田辺議員。

○3番（田辺 牧美君）

御答弁ありがとうございました。被災者の医療費自己負担減免に関する額、財源については、月額約3,000万円程度というふうにお聞きをしております。現時点で終了を決めるのではなく、生活再建状況を見て再度判断していただきたいということを強く御要望をさせていただきまして、再質問という形ではありませんけれども、要望とさせていただきます。御答弁は結構でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（浦上 雅彦君）

はい、以上で田辺議員の質問は終わりました。

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第5 甲第1号議案・甲第2号議案

○議長（浦上 雅彦君）

日程第5、甲第1号議案「令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、甲第2号議案「令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いたしました甲第1号議案「令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、職員派遣負担金の減額等のため、82万1,000円を減額し、総額を7,706万4,000円とするもの、甲第2号議案「令和元年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、保険給付費の見込みの増加による歳出の増額に伴い、国・県からの負担金等歳入も増額する等のため、11億9,547万9,000円を増額し、総額を2,803億4,399万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明を行いますので、御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

事務局長です。

それでは、甲第1号議案、甲第2号議案の補足説明を行います。

まず、甲第1号議案、令和元年度一般会計補正予算書をお出してください。こちらの予算書、6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、主なものとしまして、第3款繰越金は前年度繰越金の確定により減額するもの、第5款繰入金は事務費の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、その下、7ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款議会費は、不用額を減額するものでございます。

第2款総務費は、ウィンドウズ7のサポート終了に伴う外部接続用端末のバージョンアップ経費などを増額するほか、総務課職員の時間外勤務手当など不用額を減額するものです。

9ページをお開きください。

こちらは事務費負担金の各市町村の後期高齢者人口割による負担金明細書でございます。

10ページ、11ページ、こちらのほうは給与費明細書でございます。

続きまして、甲第2号議案「後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」です。

予算書をお手元に御用意ください。補正予算書、8ページをお開きください。

まず、歳入です。

主なものとしましては、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は1億7,258万円の増額、第3款県支出金、第1項県負担金は8,148万円余の増額、9ページに行きまして、第4款支払基金交付金26億9,609万円の増額、これらの増額は療養給付費等の今年度必要見込み額を精査したことによる歳出額の増額に伴うものでございます。

第7款繰入金19億3,175万円余の減額は、給付費等に対する財源見込み額の精査に伴い、給付費準備基金からの繰入金必要額が縮小したことによるものです。

10ページをお開きください。

第8款繰越金2,757万円の増額は、前年度繰越金額の確定によるものでございます。

第9款諸収入、第3項雑入1億8,884万円余の増額は、交通事故等により発生した医療

費を加害者等が負担する第三者納付金の収納見込み額の増加に伴うものです。

次に 11 ページをごらんください。

歳出の主なものについてでございますが、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費 1,260 万円余の増額は、市町村が実施する人間ドックや健康ポイント事業などに対して助成を行う長寿・健康増進事業市町村補助金などを増額するものでございます。

第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費は、6 億 7,094 万円余の増額、これは主に医療機関に支払う療養給付費の増加に伴うものです。

12 ページに移りまして、第 2 項高額療養諸費 5 億 851 万円余の増額は、高額医療に対して被保険者に給付する高額療養費の増加に伴うものです。

13 ページに移りまして、第 5 款基金積立金 2,842 万円の増額は、繰越金を準備基金へ積み立てするものでございます。

14 ページ以降は、一般会計と同じく、市町村の事務費負担金明細書及び給与費明細書でございます。

説明は以上でございます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 1 号議案及び甲第 2 号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 1 号議案及び甲第 2 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 1 号議案及び甲第 2 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 1 号議案及び甲第 2 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 甲第 3 号議案・甲第 4 号議案

○議長（浦上 雅彦君）

次に、日程第 6、甲第 3 号議案「令和 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、甲第 4 号議案「令和 2 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の議案 2 件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いたしました甲第3号議案「令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び甲第4号議案「令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてでございますが、これまでの実績を勘案し、各費目について十分な精査を行い、一般会計では手数料単価の改定に伴う振込手数料の増加などにより前年度当初予算に比べて増加し、特別会計においては医療給付費の伸び率に基づく積算により前年度当初予算に比べて増加をしております。

一般会計においては、7,905万1,000円を計上いたしており、対前年比101.5%で、116万6,000円の増額となっております。

特別会計においては、2,755億2,322万6,000円を計上し、対前年比101.1%、29億6,073万4,000円の増額となっております。

また、一時的に資金不足が生じた場合に対応するため、一時借入金の最高額を100億円と定めております。

なお、執行に当たりましては、より適正かつ適切な事務処理を行ってまいります。

詳細につきましては、事務局長から説明を行いますので、御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

事務局長。

○事務局長（大武 義宏君）〔登壇〕

事務局長です。

それでは、甲第3号議案、甲第4号議案の補足説明を行います。

甲第3号議案、令和2年度一般会計予算書をお手元にお出してください。予算書の6ページをごらんください。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、後期高齢者人口割で各市町村に御負担いただいている事務費、第2款財産収入は財政調整基金利子、第3款繰越金は前年度繰越金、7ページに行きまして、第5款繰入金は事務費の不足見込み額を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

8ページをお開きください。

歳出です。

第1款議会費は、議会運営のための経費です。

第2款総務費は、広域連合の組織運営のための事務経費、選挙管理委員会、議会議員選挙及び監査委員に係る経費です。増額の主な要因は、振込手数料が増加したためでございます。

11ページになりますが、第3款予備費は不測の事態に対応するため予算計上いたしております。

12ページ以降は、補正予算書と同様、負担金明細書と給与費明細書でございます。

次に、甲第4号議案の「令和2年度後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

予算書、8ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましてでございますが、第1款市町村支出金は495億5,766万円余で、事務費負担金は事務に係る費用を市町村に負担していただいているもの、保険料等負担金は市町村で収入する被保険者からの保険料等、療養給付費負担金は医療給付費の12分の1を市町村で負担いただくものでございます。

第2款国庫支出金のうち、第1項国庫負担金は665億2,113万円余で、療養給付費等負担金は医療給付費の12分の3、高額医療費負担金は1レセプト当たり80万円を超えるものの4分の1が交付されるもの、第2項国庫補助金は8ページから9ページにまたがりませんが、230億1,136万円余で、第1目調整交付金は広域連合間の財政の不均衡を調整するために補助されるもの、その下、保健事業費補助金は健診事業に対する補助金、第4目特別高額医療費共同事業費補助金は過去に負担した特別高額医療費共同事業拠出金に対して補助されるもの、9ページになりますが、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は低所得者に対する保険料軽減特例に対して補助されるものでございます。

第3款県支出金のうち、第1項県負担金は230億6,744万円余で、療養給付費等県負担金は医療給付費の12分の1、高額医療費負担金は国庫負担金と同様のものでございます。第2項県補助金、第1目総務費補助金は医療費適正化事業に対する補助金、第2目保健事業費補助金は国庫と同様のものでございます。

10ページをごらんください。

第4款支払基金交付金1,105億5,676万円余は、75歳未満の若年者層から医療給付費の約4割を負担いただいているものでございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金8,022万円余は、レセプト1件当たり400万円を超える医療費に対する高額療養費の負担を軽減するために交付される共同事業からの交付金であります。

第7款繰入金21億8,259万円余は、後期高齢者医療給付費準備基金からの給付費の財源として繰り入れするものでございます。

11ページです。

第9款諸収入、第3項雑入5億403万円余は、交通事故等第三者行為による保険給付費返納金などでございます。

13ページからは歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

14ページをお開きください。

第1款総務費9億8,335万円余で、13ページの第1目一般管理費は制度運営のための事務経費のほか、新たに保健事業との一体的実施の委託料としまして、新たに市町村への委託事業費7,740万円を計上いたしております。

14ページの第2目連合会負担金は、レセプト点検オンラインシステム共同事業などの国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

同じく14ページで、第2款保険給付費でございますが、第1項療養諸費は15ページにまたがりませんが、第1目から第4目まででございます。計2,617億3,135万円余で、療養給付費と訪問看護療養費は医療機関に支払うための給付費等、審査支払手数料はレセプトの審査に要する手数料でございます。

第2項高額療養諸費 113億9,898万円余は、高額医療に対して被保険者に給付する高額療養費並びに高額介護合算療養費、第3項その他医療給付費 8億4,530万円は葬祭費でございます。

16ページをお開きください。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金 1億1,512万円余は、1件当たり400万円を超える医療費に対して拠出すべき費用で、法で定められたものでございます。

第4款保健事業費 4億614万円余は、市町村で実施していただいている健康診査事業に対する補助金でございます。

17ページをごらんください。

第6款公債費でございますが、資金不足が生じた際に借り入れを行う一時借入金の利息でございます。ちなみに、これまで借入したことは全くございません。

第7款諸支出金、所得変更などで過払いの保険料を被保険者に償還するためのものでございます。

18ページ以降は、一般会計と同様、負担金明細書と給与費明細書でございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第3号議案及び甲第4号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第3号議案及び甲第4号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第3号議案及び甲第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、甲第3号議案及び甲第4号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 甲第5号議案・甲第6号議案・甲第7号議案・ 甲第8号議案

○議長（浦上 雅彦君）

次に、日程第7、甲第5号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

る条例の一部を改正する条例」、甲第6号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、甲第7号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、甲第8号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」の議案4件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いたしました甲第5号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、甲第6号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、甲第7号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、及び甲第8号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」について御説明を申し上げます。

まず、後期高齢者医療に関する条例の改正につきましては、令和2年度・3年度の保険料について所得割率を9.17%、均等割額を4万6,600円に据え置くもの、令和2年度から保険料賦課限度額を64万円に引き上げるもの、令和2年度から所得の少ない者に係る保険料の2割軽減及び5割軽減について所得基準額を引き上げるものでございます。

広域連合短時間勤務会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、当広域連合で任用予定の短時間勤務会計年度任用職員の勤務条件等を規定するため、新たに制定するものであります。

広域連合職員の給与に関する条例等の改正につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

広域連合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約につきましては、会計年度任用職員からの不利益処分に対する審査請求等に対応するため、岡山県人事委員会へ公平委員会の事務の委託を行うことについて、議決を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第5号議案から甲第8号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第5号議案から甲第8号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第5号議案から第8号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

甲第5号議案から甲第8号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、甲第5号議案から甲第8号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 甲第9号議案

○議長（浦上 雅彦君）

次に、日程第8、甲第9号議案「第3次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第9号議案「第3次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」でございます。

広域計画は地方自治法に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため広域連合が行う事務について計画を定めるものでありますが、令和2年4月1日から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が開始されることに伴い、現在の第3次広域計画に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する広域連合と市町村の連携内容を追加するなどの改定を行うものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第9号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第9号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、甲第9号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 甲第10号議案

○議長（浦上 雅彦君）

次に、日程第9、甲第10号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第10号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。

監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして、2人を置くこととされております。そのうち広域連合議会議員から選出されます監査委員について、水嶋淳治氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。選任の御同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（浦上 雅彦君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第10号議案については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第10号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦上 雅彦君）

御異議なしと認めます。よって、甲第10号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。伊東議員から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

伊東議員。

○11番（伊東 香織君）

失礼いたします。先日2月7日の全員協議会のほうを欠席してしまいましたので、ここで一言御礼を申し上げさせていただきますと思います。

先ほどのお話の中でもございました被災者に対します後期高齢者医療の本人負担につきまして、今年、令和2年6月末診療分までを減免をしていただきますことを御決定いただきましたことを広域連合長を初め、議長、議員の皆様方に心より感謝を申し上げる次第でございます。先ほどお話の中でもありましたように、剰余金等を御活用いただきまして何とか6月末まで応援をしていただけるということで、本当に被災者は今頑張って復興に向かってるところでございます。皆様に心より感謝を申し上げまして一言御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

○議長（浦上 雅彦君）

これもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和2年2月定例会を閉会といたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午前11時33分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	羽場 頼三郎	1 広域計画における自治体との連携 2 事業の推進体制 3 未病の方の情報連携 4 ジェネリックの推進、重複受診の成果についての点検は
2	田辺 牧美	1 被災者の減免措置に対する考え方について 2 窓口負担について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

浦上 雅彦

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

田辺 牧美

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

三輪 順治